

GCCにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ出資比率規制	・多くの国において、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている。(商業資本外資独占投資が許されていない) (継続)	・販社として機動的な販売活動を実現するため外資に対する市場開放を実現して欲しい。	・代理店保護法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	セーフガード	・2009年11月7日、形鋼(角形鋼、構造用形鋼、ビーム)に対して、サウジアラビアとオマーンの国内メーカーが申立てを行い、調査が開始された。 (継続)		
	日鉄連			・2016年6月9日、輸入カラー鋼板等に対するセーフガード調査を開始。対象は幅600mm以上の非合金鋼のカラー鋼板及びその他の被覆鋼板。GCCの輸入HSコード7210.70及び7210.90に含まれるもの。 2017年1月9日、クロの仮決定ながらも、暫定措置の賦課無し。		
	日鉄連			(改善) ・2009年12月30日、現地ミルが生産できない1220mm以上の大型形鋼が調査対象から除外された。 (改善記載済み) ・2010年6月9日、GCCアンチダンピング事務局は2010年5月9日に開催したTSAD常設委員会で深刻な損害が認められないと判断し、調査を打ち切る旨、2010年6月9日に正式に日本ミルへ通達した。 (改善記載済み)		
	日機輸	(2)	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにてかなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する。(3割程度)また多大な時間もかかりかつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。	・検査率が他国にくらべあまりにも高いため是正を働きかけてほしい。	・税関関連法
	日機輸	(3)	出荷前検査	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが、(サウジ: SASO クエート: KUSO) コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
日機輸	(4)	貿易書類における領事査証 Legalization	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なりードタイムが発生。	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法	
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	国ごとに異なる煩雑な薬事関連規則	・薬事関係の規制が整備されていない国々に粒子線治療装置・施設を輸出する場合、薬事関連規制等は欧米準拠が求められることがある。また、薬事規制以外にも放射線防護に係る規制や、医療機器の製造、輸入、販売等に関する規制等、様々な規制が国毎に存在し、その対応が非常に煩雑となっている。 (継続)	・日本の薬事取得のみでも当該国の医療機器として承認されるよう、また、その他規制に関しても、日本準拠であれば認可が簡素となるよう各国政府との間で交渉して頂きたい。	・薬事法等
	日機輸	(2)	独自の製品安全規制	・製品安全関連規制の導入にあたり、独自の表示要求、各国の既存の規制との運用の整合、国際規格との整合などについて、不明瞭な点、負担増加が見られる。 (継続)	・産業界に不要な負担が発生する為、国際規格に極力準拠し、負担を増やさない方向で進めて欲しい。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances - BD-142004-01

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸 日機輸	(3)	不合理な製品安全規制	<p>・2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容(要求)が、官報公示など公式連絡がないまま、認証機関により、製造者/輸入者への強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。</p> <p>・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。</p> <p>本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。</p> <p>全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。</p>	<p>・追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。</p> <p>・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。</p> <p>・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。</p> <p>・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。</p>	<p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliance</p> <p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	(1)	2015年TBT通報されたUAE RoHS案の公布時期・内容が不明	<p>・2016年初公布、2017年施行といったプランで2015年にTBT通報された。2015年12月に最終案が現地で紹介されたいが、その後の公布が確認できていない。</p>	<p>・公布が予定よりも遅れるのであれば、施行時期を遅らせていただきたい。</p>	<p>・G/TBT/N/ARE/265 https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf</p>
26	その他	(1)	医療機器輸出後の継続支援の要求	<p>・粒子線治療装置を新興国等に輸出する場合、単に機器を輸出するだけでなく、輸出相手国側の環境整備(人材や法律、保険制度、医療インフラ、建設・運営ファイナンス等)、装置導入後のアフターケア体制構築まで含めた総合的な支援が求められる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・我が国の粒子線治療装置を有する大学や病院、研究機関と相手国の機関との間で人材交流を行い、相手国人材育成を促進して頂きたい。</p> <p>・研修生を受け入れた我が国機関には、税の軽減や施設整備費の優先割り当て等のインセンティブを与える等検討して頂きたい。</p> <p>・輸出相手国への医療情報インフラ整備(遠隔操作等の医療情報インフラ整備支援、医療情報のセキュリティに関する国際ガイドラインの制定、輸出相手国の医療情報収集体制構築等)を支援して頂きたい。</p> <p>・新技術に対しても融資等公的ファンドが利用できるような仕組み作りをお願いしたい。</p>	
	日機輸	(2)	港湾インフラの未整備	<p>・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。</p>	<p>・港湾施設のセキュリティ改善をして頂きたい。</p>	